

家族とスウェーデン社会保障法

竹 崎 孜

はじめに

社会の近代化プロセスの進行につれ、必然的に提起される社会目標あるいは政策基本目標のひとつが社会保障拡充といえるであろう。

社会的な個人・家族生活救済はかつて困窮階層を特定に、しかも宗教上や治安上実施されていたが、その後の政治の進歩、また所得平準性や階層間均質性の高まりにしたがい社会保障は大なり小なり一般制度的性格をおび、あわせてますます広義の政策範囲や対象を指す傾向が強まっている。

社会保障はいわば時代と社会状況が生んだもので、かつ人びとの意識が反映した政治が介在した結果となる。とくに人為的要素を多分に含む後者、つまり政治風土は無視できない。なかでも生活状態や条件に関する情報、知識、理解、教育のレベルのいかに政治内容を左右することは、ここであらためて強調するまでもないと思われる。

そこで本稿のテーマである「家族とスウェーデン社会保障法」の相関性を明らかにするためには、家族の現状をその形態と機能を通して把握、次に家族と社会保障の接点を制度面からとらえることが重要と考えられる。

それから家族機能再評価が社会的となってきたが、理由は結婚と家族の形式に固執した時代の終了を裏づけるとともに、なお残る家族内の人間関係に着目、社会制度面からの促進を試みる政策の新展開をあらわす。

家族の変質が近代的現象でない点については先に触れておいたが、現在のスウェーデン家族へ変

わったのは第二次大戦後であったといえよう。すなわち、これまでの男性は労働、女性は家事・育児の責任とそれぞれ個別分担制となっていたのが、労働市場への女性大量進出、社会進出を契機に男女平等、共同責任化へ向き始めたことによる。

原動力がこのように、女性たちがとった家庭の外部（労働・社会）に向けた行動にあったのにひきかえ、家庭の内部への行動をとらずにすませようとしたのが男性たちで、最近かつての女性問題にかわる男性問題なる現象が浮上してきたのも、結局のところ社会と時代の潮流にあえて逆行しようとする一部男性の存在がこれまで以上に目立ちだした証拠といえる¹⁾。

I 家族の形態と機能

まず原始社会、近代社会を問わず、社会の構造あるいは産業の構造と常に密接な関連をもちつつ形成されるのが家族となる。別の表現をするならば、生活手段や社会思想のもとに家族はたえず変形をくりかえしつつ今日に至っている。戦後の家族分野に起こった激動もやはり背景に社会と産業の急進展があったことを示しており、よって現代家族を取り巻く条件、環境、問題の分析にも歴史的視点からのアプローチがとうぜん先行すべきとされる。

1. 過去の家族

家族についての通説がこれまでいくつかあるが、そのひとつが以前は大家族制であったとする説である。だが大家族が、家族構成親族の人数をある

程度以上とするのか、または家計規模を同じくある程度以上とするのか、定義は不明瞭のまま、単に昔の家族は大きく、今の家族は小さいと区別、比較を行ってきたのは周知のとおりである。こうした観念的比較が家族問題や社会政策課題の改善になんらの効果をもたらさなかったことも明らかであろう。

スウェーデンにおいてもかつては大家族制であったと長らく信じられてきたが、近年の家族歴史学の長足の進歩により、近代以前の大家族制はごく少数を占めた裕福階層に代表されたのみで、経済基盤の弱い、または全くそれを欠いた一般家族は人数を減らすのにあらゆる方法を講じて生存をはかった事実があらためて確認された。つまり資力のある家族ほど老親をはじめ、親族を身近におく可能性を有したのにひきかえ、貧農階層ではいわゆる口べらしのため習慣的に女子は家事奉公(piga)、男子は作男(dräng)に出した。一説によると間引きさえあったとされる。したがって多産が普通であったのにもかかわらず、4~6人以上で構成された家族がきわめて少なかった²⁾。

また、身寄りをもたなかった老人、病人、障害者のケアは村(socken)の責任とされていたものの、実際には経費節約のために入札制をもうけ、最低費用で下請者が引き取り、家事使用人の代用をさせた。引き取る側のもうひとつの動機は、タダ同然の労働力入手に加えた貴重な現金収入に目的があったから、たびたび生活困窮者みずからこうした老人などを引き取るはめとなった³⁾。ほかには鑑札式の乞食制度が中世から全国でしかれ、資格認定を受けた者のみが村内の住民から任意の範囲での食物、衣類提供を許されていた⁴⁾。

有産階層のあいだでも生活は常に自己防衛のほかはなかったもので、たとえば、老齢引退間近となると農地、家屋を息子に譲渡する際に住居、生活費、介護についての保証書を親子間でかならず取り交わしたのである。もし農地も息子もなければ非常手段として娘を手元におき、生活と介護の手助けとさせ、挙句に婚期を逸した娘には孤独な人生が待つだけと犠牲を強要するはめとなった。

今世紀に入り社会保障づくりが開始されたが、

2回の大戦と、1930年代の大不況の影響から発達が遅れ、ようやく1940年代の国民老齢年金の大改革を機に老後生活の自立、若い家族の老人ケアの重荷解放が促進されるようになった⁵⁾。

いまひとつ老親の世話と並び家族が負う重要な役割に子供の養育があるが、本格的児童福祉政策の出現の直接契機となったのは、1930年代の人口政策であった。同時代は世界恐慌がもたらした国内大不況、大量失業のうえ、家族計画の知識普及から出生率が急激に低下、将来人口の危機が叫ばれたのである。

そこで母子保護などがあらためて重視されたが、政策の基本がやがて児童福祉中心に移り、最終的に有子家族とその他の家族間における所得平準政策にまで発展した⁶⁾。

2. 今日の家族

(1) 形態

〔結婚〕

家族形成が婚姻に始まるとされるのが社会常識となっていた点はスウェーデンでも変わりなかったが、1960年代から手がけられ、20年の長年月を経て1988年成立の新婚姻法をもって集大成が完了した現行家族関係法体系によれば、「婚姻とは独立した人格の2人が任意に行う共同生活の形式」で、かつ「多種多様な生活形態のひとつ」にすぎないものとされる⁷⁾。

法律手続きの有無を問わず家族形式の決定は可能であるし、またいずれの方法を選ぶかは当事者2人の私的権利に属する。これは同時に社会保障法制上、法的結婚とその他の家族の区別を全くせず平等に扱う原則を意味する。

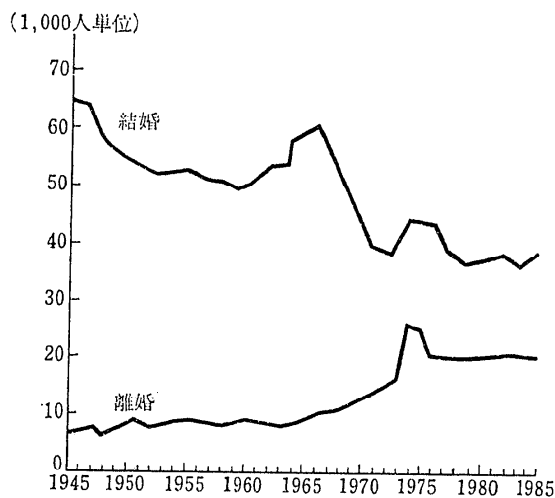
実際に法的結婚者は1960年代あたりから減少、70年代後半には最低を記録した。

その後は僅かずつ上昇する傾向にあるとはいえ、依然低調とみなさざるをえない。これはやはり社会的および経済的に法的結婚形式がさほどの意義を有しなくなったことによる。

〔離婚〕

結婚の解消、すなわち離婚のほうが目立って増加したのは同じく1960年代後半で、とくに婚姻法

第1表 結婚と離婚件数 (1945~1985年)



(出所) Perspekt på välfärd, SCB, 1987, s. 46.

改正にもとづき手続き簡素化のあった1974年には離婚件数が最高となった。

離婚にはなんらかの原因がかならず介在するが、しかし有責主義原因や破綻主義原因の区別がなくなった現在、少なくとも一方の配偶者から出される単なる離婚請求により結婚が解消する。このとおり一切の原因の表明も追究がないまま認められる離婚制度へ変わったあと有責者判定が不可能となり、よって慰養料等の請求権は自然消滅、したがって結婚解消時点をもって夫婦であった両者間の経済関係も自動的断絶へつながる。

ただし唯一の例外は、共通の未成年の子が両者間にあるときに、再考期間を6ヵ月経過させうえてでなければ離婚は成立しない規定である。

子供の立場擁護はもうひとつ住居決定の際にあらわれる。

すなわち夫婦が離婚に踏み切るのは結婚と同様に双方間の意思によるが、一方では悪影響が子供の生活面に及ぶのを極力抑制する必要上、同じ住居(生活および社会環境)を子供が保持することが最優先となっている。ところが子供の80%が母親に引き取られるため、離婚が起こった家庭から出ていかざるをえないのは父親すなわち男性側となった。ますます男性問題が表面にあらわれてきた一因がこのあたりにある。

〔親子関係〕

通常、子に対するいわゆる親権は出生とともに自然発生するものだが、法律上では両親に共同かつ対等の親権が認められている。ただしそれが実効を有するのには、とくに出生時に父親氏名を明らかとする手続きが基本となる。

父親氏名の欠落したままの出生届が両親未婚の場合にままありうるが、父親が誰であることを明らかにするのに半ば強制的な調査が行われる。強行策の表面的理由に挙げられるのは、父親が支払うべき養育費決定ないしは公的制度が給付する養育費立替金の算定の都合となっているが、理念的には婚姻外出生児の生活保障のほか、父親財産の相続権とさらに実父を子供自身が知りうる権利の確保とされる。

もしも一方の親が親権を独占したいとき、あるいは面接交渉権の制限、全面禁止を望むときには、裁判所の判決にもとづく。離婚後においても子と別居中の親との交流は維持、2週間ごとの週末を(父)親と一緒に過ごすのが一般的である。

〔同 棲〕

1960年代に出現、その後新社会制度としてすっかり定着したのが同棲(sambo)で、1988年にはさらに同棲時の財産所有権法(通称同棲法)の制定があって、同棲形式の合法化へつながった。

同棲には婚前同棲と子供が生まれたあともそのまま同棲を続けるのとに実態が分かれるが、いったん婚前同棲のうえ法的結婚に移るのがもはや常識的となっているし、また結婚同然の同棲も年齢層に現在は関係なく行われている。

従来の法制度によれば、結婚が女性に生活を保障する地位を認めていたものの、現行の婚姻・家族法にそのような規定はなく、結婚中でさえ各人が自己の経済責任を負うとされている。したがって同棲が結婚とほぼ同等の社会的位置づけがなされており、死別時の相手財産の相続が同棲者にはできない点を除けば、実質的相違が同棲と結婚間にはないのが特色である⁸⁾。

〔婚外出生〕

婚外出生とは、法的結婚によらずに生まれる非嫡出をさし、結婚概念があらたまった今日、この

第2表 婚外出生

年	総出生数	婚外出生数	比率(%)
1751/1760	66,421	1,577	2.37
1801/1810	74,083	4,541	6.12
1851/1860	119,419	10,801	9.04
1901/1910	136,841	17,404	12.71
1951/1960	107,050	10,890	10.17
1960	102,219	11,535	11.28
1965	122,806	16,950	13.80
1970	110,150	20,255	18.38
1975	103,632	33,543	32.36
1980	97,064	38,558	39.72
1985	98,463	45,640	46.35
1987	104,657	52,203	49.88

(注) 1751～1960年の間は年平均値。

(出所) SCB årsbok 1989 をもとに作成。

部分の出生は高率である。1987年統計ではそれが全出生の49.9%とおおよそ2人に1人を占めた。1970年代前半まではそれが6対1の比率にとどまっていたが、同年代後半に3対1と増加、80年代に入ると約半数が婚外出生となった。

〔家族規模〕

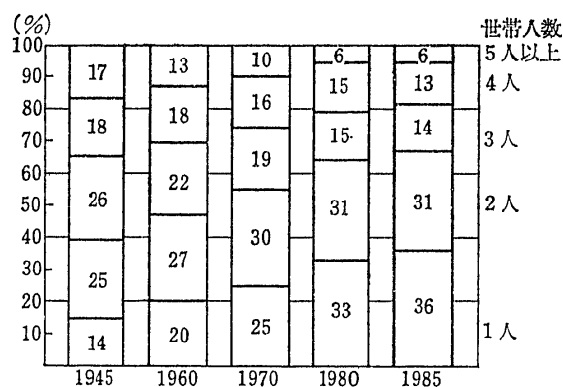
第二次大戦後に話題となったのが夫婦と子供が1人ないし2人だけのいわゆる核家族の登場であった。それは最低限度と思われる人数での小家族を意味したわけだが、ところが家族規模は縮小の一途をたどるばかりとなった。

1945年に4人以上の家族が全体の35%、反対に単身者が14%にすぎなかったのに、1985年には4人以上が19%とかえって少なく、単身者が実に36%と多くなっている。2人だけの家族のほうも若干増え、1人ないし2人のみの家族がすでに全体のなんと67%に達する。

極度の小家族激増の背後にあるとされる最大理由が一般住宅事情の大幅改善で、若い世代も年金生活者世代とも住宅入手の可能性がそれほど拡大したためといわれる。すなわち住宅事情好転はいきおい大学進学年齢層の親元からの独立と老人層の生活自立をなお一層促したのであった。

前者の転出は、親の経済負担軽減と、あわせて老後に備えた生活設計が、また後者の別居は、子供にあたる若い家族のやはり責任軽減とともに次世代養育に専念できる機会をもたらすのに効果的となった。

第3表 世帯の規模



(出所) Historisk statistik för Sverige, del 1. Folk-och bostadsräkningarna 1970, 1975, 1980 och 1985 (SOS). Statistiska centralbyrån.

〔夫婦の役割配分と女性労働〕

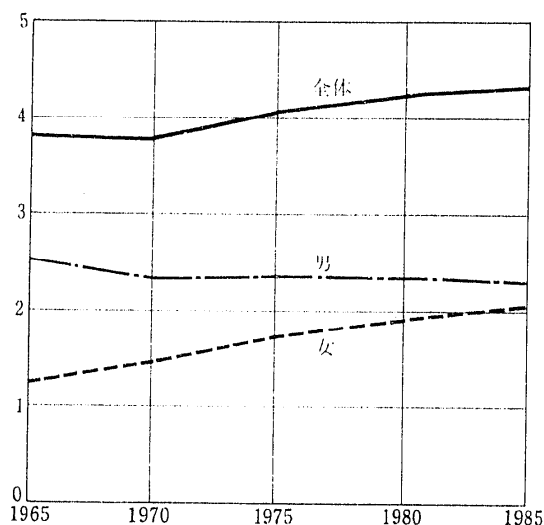
家庭の内部であろうが、外部であろうが夫婦の役割はこれまで厳密に二分化、男性はもっぱら対外的に家族を代表しながら労働等に就き、女性は家事、育児などに家庭内で従事するのを定形としてきた。

しかし、女性に社会自立性向上をもたらした男女平等思想の広まりと折からの労働力需要の増大に答えた女性たちの労働市場進出などが、男女の役割分担のありかた見直しをせまり、それがやがて家庭生活維持責任の共同負担型を生みだした。夫婦であっても経済責任は各自が負うと規定する婚姻法の根拠もこうしたところにある。さらに家庭内の家事や育児もとうぜん男性の領域であるべきとされたのが、両親に等しい有給休暇権利を認める育児休暇制度（両親保険法）の出現であった。

ただし、家族形成があくまで当事者の任意あるいは私的行為の範囲に属するだけに、こうした男女役割の共同負担を一律に強制することはやはり許されない。そこで実際には負担の種類と程度が両者での選定にまかされており、そこへ平等思想の理解不足が重なり、家庭内をはじめ、社会の諸分野で男女平等にはまだほど遠い状態にある。

ところで経済発展を続けるのに女性が提供する労働力に大きく依存したスウェーデンであっただけに、すでに男性に伍して働く女性の姿をいたるところで見かける。まず労働市場での男女比率が近年ほとんど同じとなってきたうえ、労働条件改

第4表 男女就労比率



(出所) SCB Årsbok 1989.

第5表 女性就労率 (1987年)

就労者の種別	率
女性 (16~64歳) 全体	81.1%
子供7歳以下	85.0%
子供7~16歳	92.3%
子供16歳以下	88.6%
既婚者	84.5%
未婚者	77.5%

(出所) SCB Årsbok 1989.

善、育児有給休暇制度充実、公立保育所急増設などがあって幼い子供をかかえた母親さえ職をもつ。

たとえば、母親のうち、子供が就学前の7歳未満の場合で85%、子供が就学中の7~16歳の場合なら実に92.3%が働いている。

女性のこうした職場進出について、ここでひとつ指摘しておかねばならぬ点は、生活水準の一般上昇に伴う家計膨張との関連性である。

具体的には、社会保障完備に助けられた新型消費があらわれ、とくにセカンドハウス、レジャーボート、ヨット入手・維持、家族海外旅行費用に充当すべき所得入手に夫婦が共働きする生活形態が浮上してきたのであった。

女性の労働参加は男女平等への一歩前進をたしかに裏づけるが、スウェーデン女性たちの労働が同時にこのとおり社会経済と家庭経済の両面の理

由から実質上成り立っている。

次に小家族化と夫婦就労は家庭内での人手不足となって家事や育児との利害対立の原因になったが、それを緩和する一手段が男女の役割の共同負担への移行、あるいは育児休暇や保育所、つまり拡充された社会保障制度の活用となった。家族と社会保障の相関性のひとつがこうした部分に見受けられる。

(2) 機能

これまで家族が保有するとされてきた機能を、一般的に次のような分類で区別するのは周知のとおりである。

家族機能とはすなわち、「子孫継続」「性的」「養育」「経済」「援護」「余暇」「宗教」「情緒」などの機能となっている。

それぞれの分野につき少し詳しく説明すると、「養育機能」は家庭内における子供の世話、「援護機能」は家族の全員に対するものを意味する。もっとも高度に発達した社会保障体制のもとでは両機能からの経済的要素脱落が起こり、現在では精神的要素が中心にある。さらに家計基盤をより強固にした女性就労増加があったために、「経済機能」も以前ほどの重要性をもたなくなった。「余暇機能」および「宗教機能」は一見したところ異質のようだが、家族全員が共同参加するのが類似するとされる。しかしながら信仰が厚い家族は激減、重責をこれまで以上に「余暇機能」が「情緒機能」とともに負う傾向が著しくなってきた⁹⁾。

「性的機能」「子孫継続機能」はいずれも法的結婚の範囲内とした枠はずされ、これも完全に私的化したあとではあるが、ただし社会の再生産活動の基本部分に相当するとの考えに何らの変化はなく、子供の発育、教育は最適の条件のもとにおかれるべきとされる。家族政策、児童政策の理念の根拠はこのあたりにおかれている。

家族には元来子供のほかに老人が含まれているが、自活能力の必然的に低下していく老人に対する生活責任も家族機能の一部とみなされてきた。しかもそれは主に親子同居を前提としたものであった。

第 6 表 住宅建設戸数

年	総戸数
～1920	485, 308
1921～1930	188, 948
1931～1940	323, 220
1941～1950	400, 703
1951～1960	585, 081
1961～1970	890, 887
1971～1980	762, 616
1981～1985	213, 832
現在総戸数	3, 863, 439

(出所) SCB årsbok 1989.

第 7 表 老親と子供の交流

回数	1954年 ¹⁾	1980～81年 ²⁾
週最低 1 回	59%	65%
月最低 1 回	21%	20%
年最低 1 回	16%	13%
時 間	2%	1%
全 然	2%	
合 計	100%	100%
回 答 者 数	774人	2, 918人

(注) 1) 子供による老親訪問。

2) お互いの訪問 (老親年齢65～84歳)。

(出所) Tabell 2, Bengt-Erik Andersson Red. Familjebilden, 1984, s. 189.

かつて子供の家族との同居を頼みの綱とするのがスウェーデンにおける老後生活であったが、国民年金と住宅水準の大幅上昇があった後では老親同居が1970年代前半にほぼ皆無に近くなった¹⁰⁾。

ならば子供の世代が老親たちの生活にすっかり無関心で毎日を過ごしているのでしょうか。急速な親子別居の進行により老人は家族からも社会からも孤立したとの見方が広まっていたのは事実である。しかし対策づくりの準備に実情調査をしたところ、親子間交流はかえって頻繁に行われているという、関係者にも予期できなかった結論が得られた¹¹⁾。

それならば介護の意欲面はどうなっているのでしょうかについては、やはり最近の調査が、決して無責任な態度をとっているわけではないことを同様に明らかにした。個人の自発的介護意欲が削がれたのではないかと懸念を覆すかのごとく大半が介護をしたいとの回答を寄せている。自力での介護を半数、公共ケアサービスとの共同介護を4分の1が望んでいた¹²⁾。

ほかに親族介護有給休暇法制定過程での調査でも、在宅近親者介護に1日数時間程度なら従事可能との回答者が過半数の60%ある¹³⁾。

老人ケアへの参加の意欲と可能性がこれで明確となったが、ただし実行には現代スウェーデン社会なり家族の条件を満たすことが絶対的前提となる。

それは介護者自身の健康、経済、家族、社会生活を損なわぬ形であるものとし、第1に所得の保障、第2に過重労働を避けるのに労働法規定に準じた休養時間を不可欠とする。

潜在ケアサービス能力の開発は一定の下地さえ整えば十分に可能であろうし、また手法は多種多様ながら現実には介護するケースが少なからず存在、あらためて親族介護の質の高さに対する再評価の動きがここ数年来出てきている。

その証拠である前出の親族介護有給休暇法は1989年7月1日施行である。

ちなみに、親子間の扶養義務、とくに老親に対する子の扶養義務制が法律に明記されていたが、1979年の法改正をもって廃止された。

II 家族と社会政策

国民の生活の安定と向上を制度目標とする社会保障は、雇用問題、住宅問題、教育問題、保育問題対策などと並びながら広義の社会政策の一部を構成するものに当たる。

この社会政策と家族をめぐる投げかけられる疑問が、先行するのは社会政策か、あるいは反対に家族の変質かであろう。しかしながら社会や家族の状況を判断しつつ立案と手直しされる社会政策であるから、いきおい家族の変質が先行、しかも新しい状況に適合すべく遅ればせながら絶えず変形をくりかえすのが社会政策とその制度内容といえる。

1. 家族の政策的地位

家族が政策上どのような地位におかれているかは、法制度の家族の取り扱いかたをとおして知ることができる。

社会政策，ことに社会保障制度が適用されるときに，家族は対象単位としてすでに後退，主に個人単位が基本原則とされる。

最も典型的な事例がおそらくかつての老人扶養の変形であろう。現在のように住宅と年金による経済の保障が社会的に提供されるまでは子供の家族に全面的に依存ないし一任となっていたのは記憶にまだ新しいとおりである。それが1940年代に実施された国民年金の抜本改革を契機に老後生活の生活保護からの解放と子供の家族からの分離への途がひらけ，老人のみの生活体，つまり法制度上における独立した地位の創出をもたらした。

また父系社会であっただけに，家族代表者の座にあったのは男性であったが，しかし児童手当金受領権者は結婚，未婚にかかわらず母親となっており，父親名義への変更は例外的に許されるのみである。

いまひとつは，障害児に対しては親と同居中であっても一定年齢に到達しだい早期退職年金（障害年金）の給付開始があり，親からの経済自立，ひいては生活の独立を行う。ここでの一定年齢とは通常義務教育終了時に相当する17歳を指す¹⁴⁾。

2. 保障体系

スウェーデン社会保障制度発達の歴史は中世時代にまで遡ることができようが，今日のごとき体系編成の発端は今世紀初頭（1913年）の国民年金の制度化であった。

これまで諸国が初めて年金制度導入をはかったときに採用したのが労働者年金であったし，次の段階としての制度が国民年金となっていた。だがスウェーデンは国民年金の国民皆保険方式をいきなり選定，それが今日なお社会保障体系の原理をなす。

体系を編成する過程でこのとおり特異な経緯を経たスウェーデン社会保障を性格づけているのは，この「一般制度方式」と並び「高水準」「公的方式」¹⁵⁾となっている。簡単ながら各方式を説明すると，まず対象を最大限にまで拡大したのが最初の一般制度方式であり，次に理由はともあれ従前の生活水準を下回らぬよう給付もサービスも高水

第8表 国・県・コミュニティの役割分担

分野	制度	行政責任
経済（所得）保障	年金，児童手当金，育児休暇手当金等	国
医療保障	医療サービス供給計画，病院，診療所運営	県
住民サービス保障	ホームヘルプ，住宅提供，保育所，生活保護金等	コミュニティ（市町村）

準に保持されねばならぬ。最後に地域格差縮小，生活均質性を促進するのが統一のとれた公的方式とされる。

法制度を実際に運用する行政の組織がこれまたきわめて独特の機構から成り立ち，とくに行政体ごとの規模を利点とする行政分担形式が国と地方自治体間にとられている。

各種ある分野が国の行政に属する部分と地方自治体の行政に属する部分に分かれ，全国的に高い共通性を有する経済保障責任（年金，児童手当金など）を国が，広域行政の特性にもとづいた医療サービス計画・供給責任を県が，地域事情への密着性が求められる住民ケアサービス計画・実施責任が最小行政体であるコミュニティ（市町村）にそれぞれある。

社会保障体系の金銭給付制度中心からサービス保障制度を並行させた二重構造へと転化されているが，これはまさに最近のコミュニティケアや在宅主義の徹底に即したものであり，それだけに住民用のサービス（医療，ホームヘルプ，保育所等）の主体になる県とコミュニティ両地方自治行政体の責任はさらに重くなった。規模縮小と機能低下がつづく家族状況を受け止めた対策がサービス保障のはじまりといえよう。

3. 各種制度

社会保障のどの制度を取り上げても何らかの関連が家族にあるが，なかでも特別に家族生活の維持と向上へつながる主要制度に「児童手当金」「育児休暇」「看護休暇」「障害児介護手当金」「養育費立替金」「児童年金」「住宅手当金」「保育所」

第9表 家族政策の歴史

1913年	国民年金
1937	養育費立替金
1938	年休法定（有給2週間）
1948	児童手当金
1952	住宅手当金（国民年金受給者）
1953	年休延長（3週間）
1955	国民健康保険
1955	妊娠婦保険
1960	週45時間労働
1960	国民付加年金
1963	国民（医療・年金）保険
1963	年休延長（4週間）
1969	住宅手当金（有子家族）
1971	週40時間労働
1974	両親（育児有給休暇）保険
1976	老齢年金年齢引き下げ（67歳より65歳）
1978	年休延長（5週間）
1982	社会サービス法（コミュニティーケア）
1982	多子加算式児童手当金
1989	親族介護有給休暇

などがある。

これらの諸制度のうち純然たる経済保障の部類に入るのが児童手当金と児童年金、有子家族の住宅水準を引き上げるのが住宅手当金、保育所を除いた残りの制度が所得保障つきながら主目的がサービス保障におかれたものである。

ここで各制度の概要に若干触れておくことにする。

「児童手当金」の受給には家族所得上の制約がなにも付けられておらず、16歳未満の児童全員に一律定額が支払われる。また多子加算方式であるために3人目から増額となるので、年額が1人5,820クローネ、2人1万1,640クローネ、3人2万370クローネ、4人3万4,338クローネ、5人5万7,036クローネとなる。もし16～19歳であっても、同居中かつ高校在学中ならば同等の資格を有する。

なおすでに1990年から1人につき900クローネの引き上げが決定済みである（1クローネは邦貨20～22円）。

「育児休暇」は両親のどちらにも育児で家庭にとどまるのに休職する権利と、同期間中に賃金90%の有給を内容とする。こうした高水準実質所得保障が休暇権の行使を可能にしているわけで、期

間は今のところ全長12ヵ月だが、1990年7月より15ヵ月へ、1991年7月より18ヵ月への延長がある。

「看護休暇」とは育児休暇と給付条件はまったく同じで、保育所や学校を休む12歳未満児の看病に年間最高60日休職できる。したがって同年代の子供2人なら年間120日、3人なら180日までとなる。日中に人手が両親就労でなくなった小家族には貴重な制度となっている。

「障害児介護手当金」とは、16歳未満の障害児を必要に応じ介護する親に対する生活費給付金である。その金額は自活可能水準とされる国民老齢年金に準ずるとともに同額の障害加算がさらに併給され、年額では5万3,568クローネである。ただし、同家族にとっての総給付額は前出の児童手当金、住宅手当金との合計となるため約8万5,000クローネとみなせる。

17歳を過ぎると本人への早期退職年金開始と介護手当金の停止が連動したのち、大半が学生寮へ転出のうえセラピー、教育を後日の独立した住居での生活に備えて受ける。

「養育費立替金」は文字どおり本来ならば別居中の親が支払うべき分の立替金をあらわし、親の義務不履行などの事態に対応させる補足的制度とみなせる。つまり未婚や離婚した親は応能負担がとうぜん課されるが、はじめから負担力皆無ないし不十分の場合と、所定の負担額支払いを怠った場合、子供の生活費補充の必要が生じるところから制度が機能するが、とくに後者の場合にはそれは役所との間の債務関係発生をまねき、よって役所側は強制取り立ての行動にただちに移るのである。したがって結婚や家族の概念が急激に変化したあとながら、子供の基本的人権と生活権の保障には厳然とした方針で臨む社会とみなしてもよいであろう¹⁶⁾。

「児童年金」の制度改正が寡婦年金廃止決定に伴いごく最近あったばかりで、ここでは1990年1月実施の新制度を取り上げる。

親と死別した18歳未満者（就学者なら20歳まで）を対象に、両親死亡時に年額2万2,320クローネ、片親死亡時に同じく1万1,160クローネが最低限度給付される。死亡者自身に受給資格のあ

った国民年金等の相応分は別途支給となるし、ほかに児童手当金、住宅手当金加給がある。

今回長年にわたり存続してきた夫と死別した妻への寡婦年金がやがて完全に消え去ろうとしているが、背景にあったのは夫が妻と死別したときの寡婦年金新設の是非をめぐる議論と、強くなってきた女性の経済力に照らし合わせた在来年金の存在理由を問う声の高まりであった。結局、女性たちが年々自活力を身につけてきたし、それに社会の政策全体が女性たちの自立性を引き上げる方向を示しているのと、妻の死後に生活費面で夫が困窮する例はまれでしかないのであれば新年金づくりは時代にそぐわず、最終的に配偶者死亡とこの種の経済援助は無関係と判断されたのが、制度廃止をもたらした。かわりに強化されたのが児童年金のほうであった。

「住宅手当金」は1950年代に老人の住宅改善を目的に制度化されたが、1969年からは有子家族および障害者をかかえた家族も含まれるようになった。

老人、有子家族、障害者家族の三者とも受給条件や手当金が異なるが、基本的には所得が低くても良質の住居入手ができる制度構造となっている。

手当金の算定が有子家族ならば子供数、家族所得額、住宅費の組み合わせで行われるが、ただし年所得が子供1人家族で14万7,000クローネ、子供2人家族で17万4,000クローネ、子供3人家族で20万3,000クローネまでを上限とする。現在の標準所得が労働者1人につき年間10万クローネ程度であるから、大半が対象家族の範囲内に入ってくる。片親のみで子供を2人かかえる標準的年収

の家族ならば、月間住宅費2,500クローネクラスで44%、3,000クローネクラスで45%と高額手当金の支給がある。この国の住宅費に関して付記しておくべきと思われるのは上水道、下水道料、集中給湯と暖房料金、共益費があらかじめ算入済みで、あと別途支出を必要とされるのはわずか電気料金が残るのみである。

おわりに

核家族化を手はじめに、結婚減少、離婚増加、老親別居、婚外出生増加等と家族分野にいろいろな現象が続出したのがスウェーデン社会の戦後事情であったものの、一方では、早速とりかかった婚姻法、親子法、相続法の近代化と同棲財産法新制定、同じく時期を遅らせずに着手した社会保障関係法と労働法再整備が進み、すでに家族現状と法規定間での混乱や不合理がほぼ皆無ないしは著しく少ないほど長足の進歩を家族とその生活に関する法制度は果たしている。

もっとも法制度のこうした完成をもって問題や政策課題からの完全な解放とみなすことが不当であるのは当然である。

とくに家族の概念、形態、機能の一大変化を経たのち直面させられた家族内人間関係の新局面にどう対処すべきかが、個人にも社会にもひとつの大きな試練となったのである。私的行為に属する家族形成であるだけに固定パターンは存在しないが、あえてパターン化するとおよそ次のとおりである。

すなわち同棲、結婚、離婚、再婚ないしは新同居、あるいは同棲、同棲解消、新同居のくりかえしとなる。両パターンの一部混合もあり、ともかく人間関係が複雑にいたるところで交差、家族の境界線をどこにも引きようのないいわゆるアコーディオン家族現象が見られる。

しかしながら家族が時代と社会状況の産物である以上、現代家族の形態と機能を分析かつ判定するのに伝統的定義ではもはや如何ともしようがないのはことさらここで言及するまでもないであろう。

第10表 住宅手当金

(単位: クローネ)

住宅費月額		2,000	2,500	3,000
家族年所得	65,000	1,032	1,412	1,472
	100,000	449	829	889
	135,000	0	245	305
子供2人	65,000	1,297	1,677	1,917
	100,000	714	1,094	1,334
	135,000	130	510	750

(出所) Vår trygghet 1988/1989, Folksam's socialråd.

この点、スウェーデンがとった方策、すなわち家族概念の再定義と法制の有機的組み合わせをとおした新事態への適応は充分注目に値しよう。

さらに人間関係上の困難は元来当事者間における解決しか手のうちようがないが、しかしながら対立誘発の要因となりがちな経済問題、とくに扶養問題を、まず家族形態にとらわれない方式での負担義務制に定め、さらに各個人に高度の生活安定をもたらす社会保障充実が、きわめて複雑な人間関係にもかかわらず家族内紛争を少なくしている。

ところで家族分野において何らかの共通性がわが国とスウェーデンに見出せるものであろうか。

もちろん、女性の社会進出機会、男性の家事・育児参加機会ともはるかに限定されたわが国がスウェーデンと同一でありうるはずはないが、わが国の家族分野にスウェーデン化が起こりつつあることだけは確かである。

何故ならば、離婚率のはっきりした上昇傾向や家族規模の縮小傾向などが見受けられるほか、婚前同棲もしだいに普及する兆候がある。婚外出生も少なからず存在しているのもことさら指摘するまでもないと思われる。

いずれも程度の差こそまだ残るとはいえ、わが国の家族分野がスウェーデンの状態に年々接近しつつあるのはもはや客観的事実であろう。そこで事態変化の放置よりは、いち早い対応策に取り組み、新法制度の確立をなしとげたスウェーデン社会の積極的態度は、出生率低下に老人数急増がいまより家族の変化に加速がつきはじめたわが国へ多くの示唆を提供しているといえるであろう。

注

- 1) 竹崎孜「男女平等問題をスウェーデンに見る」『日本経済新聞』1988年12月5日付。
- 2) David Gaunt, *Familjeliv i Norden*, 1983, s. 86, 89.
- 3) Julius Ejdestam, *De fattigas Sverige*, 1969, s. 114-115.
- 4) 前掲書, s. 125-131.
- 5) 竹崎孜「スウェーデンにおける家族の変革と社会保障政策」『社会福祉研究』1984年10月号, 鉄道弘済会, 39頁。
- 6) 竹崎孜, 前掲論文, 39頁。
- 7) Folke Schmidt, *Äktenskapsrätt*, 1972, s. 33.
- 8) 竹崎 孜『スウェーデンの実験』講談社現代新書, 1981年, 19-20頁。
- 9) Anders Agell, *Äktenskap-och samboenderätt*, 1987, s. 7.
- 10) 同居が1954年に16%あったが、1974年には4%へ低下していた。Gerd Sundström, *Omsorg oss emellan*, 1980, Sekretariat för framtidsstudier, s. 60.
- 11) Stockholms socialförvaltning 1954:1975, Diag. 7, も同じ結論を引き出している。
- 12) Landstingsförbundets sjukvårdsundersökning, 1981. 親が存命中の45~59歳を対象に調査。回答内訳は、自分がケアしたい46%, ケアは社会がすべき16%, 社会と共同でケアしたい27%, 分からない11%。
- 13) Ledighet för anhörigvård, SOU 1983: 64, s. 81.
- 14) ただし、障害児の義務教育期間は7歳より21歳までと、Skollag 1970: 1026 (学校法) が定める。一般教育法にもとづく点は特色的。
- 15) 竹崎 孜「スウェーデンにおける社会保障の理念と政策について」『部落解放研究』1987年2月号, 部落解放研究所, 102-105頁。
- 16) 竹崎 孜「片親児童の生活保障について——スウェーデンの養育費立替制度」『社会福祉研究』1987年10月号, 86-90頁。

(たけさき・つとむ)

ストックホルム大学法学部客員研究員)